医療費等明細書の交付申請をされる方へ(本人用)

1. 交付申請ができる方

- (1) 被保険者(被保険者であった者を含む)
- (2) 被保険者が成年被後見人の場合における法定代理人

2. 交付に係る注意点

- (1) 個人のプライバシー保護の観点から、申請者や代理人が本人であることを証明する必要書類の提示又は提出を求めています。必要書類については、「3. 交付に必要な書類等」をご覧ください。
- (2) 医療費等明細書の申請は、長崎県後期高齢者医療広域連合又は各市町の担当窓口で行うことができます。
- (3) 医療費等明細書は、郵送で交付します(郵送料の実費負担が必要なため、84円切手を貼付した返信用封筒をご用意ください)。なお、長崎県後期高齢者医療広域連合又は各市町の担当窓口でも交付できますが、後日の交付となります(即日交付はできません)。

3. 交付に必要な書類等

- (1) 医療費等明細書交付申請書(申請書裏面の記入例をご参照の上、ご記入ください)
- (2) 交付申請を行う方の本人確認ができる書類(下記参照)
- (3) 84 円切手を貼付した返信用封筒 (郵送による交付をご希望の場合)

■ 本人確認のために必要な書類

下記ア又はイのいずれかの書類が必要ですが、被保険者本人以外の者(法定代理人)が申請する場合は、これらに加えてウに掲げる書類が必要となります。

ア. 次のうち1点

マイナンバーカード、運転免許証、旅券その他官公署の発行した免許証、許可証、証明書

又は、

イ.次のうち2点(AとA又はAとBに限る)

- 後期高齢者医療被保険者証、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、介護保険被保険者証、共済組合員証、国民年金証書(手帳)、厚生年金保険年金証書(手帳)、船員保険年金証書(手帳)、共済年金証書、恩給証書、身体障害者手帳、療育手帳、印鑑登録証明書
- B 次のうち、写真の貼ってあるもの 会社等の身分証明書、学生証

ウ. 上記以外に必要な書類

被保険者が成年被後見人の場合における法定代理人が申請する場合

- ※ 被保険者が成年被後見人であること及び交付申請をする方が成年後見人であることが確認できる次のいずれかの書類(①~③は交付申請をする日の前30日以内に作成されたものに限る)
 - ①戸籍謄本(抄本) ②後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書
 - ③家庭裁判所の証明書 ④その他法定代理関係を確認できる書類

医療費等明細書の交付申請をされる方へ(遺族用)

1. 交付申請ができる方

- (1) 遺族(被保険者の父母、祖父母、配偶者、子又は孫)
- (2) 遺族が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) 遺族から交付申請について委任を受けた代理人(任意代理人)

2. 交付に係る注意点

- (1) 個人のプライバシー保護の観点から、申請者や代理人が本人であることを証明する必要書類の提示又は提出を求めています。必要書類については、「3. 交付に必要な書類等」をご覧ください。
- (2) 医療費等明細書の申請は、長崎県後期高齢者医療広域連合又は各市町の担当窓口で行うことができます。
- (3) 医療費等明細書は、郵送で交付します(郵送料の実費負担が必要なため、84円切手を貼付した返信用封筒をご用意ください)。なお、長崎県後期高齢者医療広域連合又は各市町の担当窓口でも交付できますが、後日の交付となります(即日交付はできません)。

3. 交付に必要な書類等

- (1) 医療費等明細書交付申請書(申請書裏面の記入例をご参照の上、ご記入ください)
- (2) 交付申請を行う方の本人確認ができる書類(下記参照)
- (3) 84 円切手を貼付した返信用封筒 (郵送による交付をご希望の場合)

■ 本人確認のために必要な書類

下記ア又はイのいずれかとウの書類が必要ですが、遺族以外の者(法定代理人又は任意代理人)が申請する場合は、これらに加えてエに掲げる書類が必要となります。

ア. 次のうち1点

マイナンバーカード、運転免許証、旅券その他官公署の発行した免許証、許可証、証明書

又は、

- イ.次のうち2点(AとA又はAとBに限る)

 - B 次のうち、写真の貼ってあるもの 会社等の身分証明書、学生証
- ウ. 被保険者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類(交付申請をする日の前30日以内に作成されたものに限る)

戸籍謄本(抄本)、住民票(除票)

エ. 上記以外に必要な書類

遺族が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人が申請する場合

- ※ 遺族が未成年又は成年被後見人であること及び交付申請をする方が親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることが確認できる次のいずれかの書類(①~③は交付申請をする日の前30日以内に作成されたものに限る)
 - ①戸籍謄本(抄本)
- ②後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書
- ③家庭裁判所の証明書 ④その他法定代理関係を確認できる書類

遺族から交付申請について委任を受けた代理人が申請する場合(任意代理人)

- ※ 交付申請をする方が任意代理人であることが確認できる次の書類(交付申請をする日の前30日以内に作成されたものに限る)
 - 〇遺族の署名のある委任状 (交付申請書)